
プロジェクト	IFRS 適用課題対応専門委員会に報告する項目の検討
項目	IFRS 適用課題対応専門委員会に報告すべき適用及び解釈に関する項目の検討

本資料の目的

1. ASBJ では、2012 年末までに IASB から公表された会計基準等のエンドースメント手続（以下「初度エンドースメント手続」という。）を実施し、2015 年 6 月 30 日に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準により構成される会計基準）」を公表した。本資料は、初度エンドースメント手続において実務上の困難さを生じる可能性のある適用及び解釈に関する項目として識別されたもののうち、IFRS 適用課題対応専門委員会において解釈の明確化の対応や適用の困難に対応する項目の候補として、同専門委員会に報告すべき項目を抽出することを目的とする。
2. 本資料は、2016 年 6 月 20 日開催の第 27 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会において議論を行っており、当該作業部会にて聞かれた主な意見（表現に関する指摘を除く）を付録に記載している。なお、本資料の表現については、当該作業部会でのご指摘を踏まえて一部修正している。

経緯及び検討の方針

3. 初度エンドースメント手続において公表した「公表にあたって」では、ガイダンスや教育文書の作成に関して、次の記述を行っている。

会計基準の適用、解釈に関する項目

35. 会計基準の適用、解釈に関する項目については、例えば、「有形固定資産に関する減価償却方法の選択（定率法、定額法の選択）（IAS 第 16 号）」、「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定（IFRS 第 9 号）」、「子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）及び IAS 第 28 号「関

連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。))」などが抽出された。公開草案の公表時は、これらについて「削除又は修正」を行わず、ガイダンスや教育文書の作成を検討することを提案した。

36. 前項の公開草案における提案に対して、ガイダンスや教育文書を作成することを支持する意見が多く聞かれた一方で、修正国際基準としてガイダンスや教育文書を公表するのではなく、指定国際会計基準でもガイダンスや教育文書を公表した場合における指定国際会計基準への影響を懸念する声が聞かれた。

寄せられた意見を踏まえて審議を行った結果、ガイダンスや教育文書については、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準の双方とするかも含めて、今後さらに検討を行っていくこととした。

なお、基準の適用にあたって遵守することが求められるものをガイダンス、基準の適用にあたって参考となるものを教育文書と整理し、ガイダンスについては、実質的な「削除又は修正」とならないよう留意しつつ、国際的な議論と整合させるために、IFRS を採用している諸外国における取組みを参考として、IFRS 解釈指針委員会への論点の提出や IFRS 解釈指針委員会で取り上げられなかった場合の対応を含めた具体的な検討プロセスのあり方について検討を行っていくこととした。また、教育文書に関しても、実質的な解釈とならないように留意しつつ、IFRS の基準に対する実務的な対応方法などについて公表することを検討することとした。

4. また、「公表にあたって」の(別紙 1)「「検討が必要な項目」として抽出された論点の一覧」の「(b)任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの(周辺制度との関連を含む。)」で示された「①会計基準の適用、解釈に関する項目」としては、次に示した 7 項目が掲げられている。

- (1) 有形固定資産に関する減価償却方法の選択、耐用年数の決定 (IAS 第 16 号「有形固定資産」)

審議事項(2)

- (2) 開発費の資産計上 (IAS 第 38 号「無形資産」)
 - (3) 相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定 (IFRS 第 9 号「金融商品」)
 - (4) 有給休暇 (IAS 第 19 号「従業員給付」)
 - (5) 金融負債と資本の分類 (IAS 第 32 号「金融商品：表示」)
 - (6) 子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い (IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」)
 - (7) 契約にリースが含まれているか否かの判断 (IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」)
5. これらは、解釈が明確でないもの (第 4 項(4)及び(6)) と、適用の困難さに対応するためのガイダンスや教育文書の検討候補となるもの (第 4 項(1)、(2)、(3)、(5)、(7)) に分かれる。
6. ASBJ では、初度エンドースメントに基づく修正国際基準の公表後、2015 年 8 月に IFRS 適用課題対応専門委員会を設置した。同専門委員会では、必要に応じて IFRS の適用上の課題について議論を行うこととしている。その場合の対応方針と議論のプロセスについて以下のように整理されている。

(第 318 回企業会計基準委員会 審議事項(4)資料より)

(前略)

II. 背景

(中略)

わが国における IFRS の適用上の課題に関する対応

5. 上記に加え、最近のわが国における IFRS 適用企業の増加等を踏まえ、わが国における IFRS の適用上の課題についても当委員会として何らかの対応が必要という見解も聞かれる²。この点、本年 6 月に当委員会が公表した修正国際基準(JMIS)の「公表にあたって」において、別紙 2 の記載がされている。
6. わが国における IFRS の適用上の課題は、企業やその取引が置かれている状況や

性質が必ずしも一様ではないため、通常は、個々の企業と監査人との間で解決されるものであるが、当該課題が多くの企業にとって共通のものと考えられる場合、当委員会としての対応が必要という見解もある。この点、当委員会として何らかの対応を行う場合、課題の性質に応じて、主に次の方法が考えられる³。

(1) IFRS 適用上の課題に関する主な関係者による理解の共有を促すこと。

(2) IFRS 解釈指針委員会に当該課題のサブミッションを行うこと（日本として対応すべきと考えられた課題に限る。）

(3) IFRS 解釈指針委員会による当該課題に関する却下通知の公表後、わが国において個別対応を図ることを検討すること（IASB 及び IFRS 解釈指針委員会において、必要において、各国において個別対応がなされるべきとされた場合⁴）

7. なお、上記のような取組みを進めていく場合、次の点について、関係者による理解の共有を図ることが必要と考えられる。

(1) IFRS 解釈指針委員会における議論を含め、国際的な議論を十分に踏まえることが必要であること（例：IASB 及び IFRS 解釈指針委員会において却下通知が公表されていない限り、国内におけるガイダンスは作成しないこと等）

(2) IFRS 解釈指針委員会に対するサブミッションを当委員会として行う場合、主な関係者の間で、サブミッションを行うことについて広く合意が得られていること

III. 専門委員会の設置

8. 上記を踏まえ、次の事項について検討を行う専門委員会（以下「IFRS 適用課題対応専門委員会」という。）を新たに設置することが考えられる。同専門委員会の概要については、次の通りとすることが考えられる。

(1) 目的

（中略）

② わが国における IFRS の適用上の課題に関する議論（必要に応じて）⁶

● わが国における IFRS の適用上の課題について、特に関係者による理解の共

有を図るべきものがあるかどうかについて確認すること

- 必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会に対して論点のサブミッションを行うべきかについて検討を行うこと
- 提出した論点について IASB 及び IFRS 解釈指針委員会から却下通知が公表された場合、わが国において個別対応（ガイダンスや教育文書の公表を含む。）を図る必要があるか否かについて検討を行うこと⁷

(後略)

(脚注)

² わが国において生じる課題への対応については、当委員会は、過去に「IFRS 実務対応グループ」を組成し、課題の収集及び検討、IASB スタッフとのコミュニケーション等を行っていたが、現在は実質的にこれに関する活動を行っていない。

³ 類似する取組みは、カナダで「IFRS Discussion Group」を組成する形で行われている。

⁴ 2014年4月に公表されたIASBと他の会計基準設定主体との間の憲章第47項から52項参照。

⁶ 指定国際会計基準と修正国際基準の双方を対象とすることが想定される。

⁷ 仮に指定国際会計基準に関するガイダンスの公表を行うこととなった場合、制度の所管官庁と協議を行うことが考えられる。

7. 第1回IFRS適用課題対応専門委員会では、我が国におけるIFRSの適用上の課題について、「これまでエンドースメント作業部会において抽出された項目について、まず同作業部会においてガイダンスや教育文書が必要となる可能性のある論点の棚卸しを行ったうえで、IFRS適用課題対応専門委員会にインプットを行うこととしてはどうか」という旨が提案された。このため、本資料では、この提案を受けて、初度エンドースメント手続で識別された第4項の項目について、第6項の方針を踏まえて、同専門委員会での議論に付すことが適切な項目があるか否かについて、検討する。

IFRS の適用にあたり実務上の困難さを生じる可能性のある適用及び解釈に関する論点の概要及び検討

8. 第4項の項目に関して「削除又は修正」が必要か、ガイダンス又は教育文書が必要かの予備的な検討を実施したのは2013年12月及び2014年1月に開催された作業部会であり、その後2年以上が経過している。この間、IFRSの任意適用済・適用決定企業は、2013年12月末の25社から、2016年5月時点で113社に増加しており¹、当初、適用上の課題と考えられた項目について、企業及び監査人の経験が積み重なることにより、課題意識が軽減されていると考えられる。
9. また、金融庁からは、IFRS 任意適用企業の実態調査・ヒアリングを実施してとりまとめたIFRS 適用レポートが2015年4月に公表されている²。以下では、IFRS 適用レポートにおいて、第4項に示した項目がIFRSの任意適用の準備及び実施にあたってどのように捉えられ、対応されているのかを確認するとともに、関係者に対するヒアリングを通じて当時からの変化について確認した。

解釈の明確化に関連する論点の概要及び検討

(4)有給休暇 (IAS 第19号)

IFRSの取扱い

10. IAS 第19号第9項では、短期従業員給付（従業員が関連する勤務を提供した年次報告期間の末日後12か月以内にすべてが決済されると予想される従業員給付）の例として、年次有給休暇及び有給疾病休暇を掲げている。
11. 短期従業員給付については、ある会計期間中に従業員が企業に勤務を提供したときは、企業は当該勤務と交換に支払うと見込まれる短期従業員給付の金額（割引なし）

¹ 日本取引所グループ「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」に基づく。

² 調査の対象は、2015年2月28日までにIFRSを任意適用した企業（40社）及び同日までに日本取引所グループの適時開示情報閲覧サービス（TDnet）においてIFRSの任意適用を予定している旨を公表した企業（29社）、合計69社とされた。このうち65社から質問調査票に対する回答が入手され、回答企業の28社に対してヒアリングが実施された。

審議事項(2)

から支払済の金額を控除した後の金額を負債とするとともに、費用を認識する（ただし、他の IFRS が要求する場合には取得原価に含める場合もある）とされている（IAS 第 19 号第 11 項）。また、以下の具体的な取扱いが設けられている。

(1) 有給休暇の形式による短期従業員給付の予想コストを次の時期に認識しなければならない（IAS 第 19 号第 13 項）。

- ① 累積型有給休暇の場合には、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時
- ② 非累積型有給休暇の場合には、休暇が発生した時

累積型有給休暇は、当期の権利をすべては使用しなかった場合に、繰り越して将来の期間に使用することができるものであり（IAS 第 19 号第 15 項）、非累積型有給休暇は、当期の権利をすべては使用しなかった場合に失効するものであり、離職に際して従業員に未使用の権利について現金の支払いを受ける権利を付与しないものである（IAS 第 19 号第 18 項）。

(2) 企業は、累積型有給休暇の予想コストを、報告期間の末日現在で累積されている未使用の権利の結果により企業が支払うと見込まれる追加金額として測定しなければならない（IAS 第 19 号第 16 項）。

12. また、有給休暇の予想される決済が、勤務を提供した年次報告期間の末日後 12 か月を超えることもあり得、その場合の有給休暇に係る従業員給付は、その他の長期従業員給付に該当する（IAS 第 19 号第 8 項）とされている。有給休暇制度がその他の長期従業員給付に該当する場合、その他の長期従業員給付の積立超過又は積立不足を認識及び測定する際には、確定給付制度負債及び制度資産の認識及び測定に関する規則（過去勤務費用及び清算損益に関する規定を除く。）を適用しなければならない（IAS 第 19 号第 155 項）とされている。

我が国における関連法規

審議事項(2)

13. 日本の法制度上³、従業員が6か月以上継続して雇用しかつ全労働日の8割以上出勤した場合には、企業はその従業員に対して10日間の年次有給休暇を付与しなければならない(労働基準法第39条第1項⁴)とされている。また、その後は、1年経過するごとに、前年の日数に1日(3年6か月からは2日)加算した日数を付与しなければならないとされている(上限は20日)。ただし、全労働日の8割以上の出勤率を満たさなかった場合は、有給休暇の権利は発生しない(労働基準法第39条第2項)。
14. 付与された年次有給休暇を取得する従業員の権利の時効は2年である(労働基準法第115条)⁵。すなわち、法制度上、企業には、付与日から起算して2年間、従業員が年次有給休暇を取得する請求に応じる義務が存在する。
15. また、法律で付与されるべき年次有給休暇について、事前に取りの予約をすることによってその日数を減ずること又は与えないことは禁止されている(厚生労働省通達 昭和30年11月30日基収第4718号)。

適用上の課題に関する分析

16. 初度エンドースメント手続では、IFRSの規定を各企業の有給休暇制度に照らして検討した場合、主に以下の2つの解釈が論点とされていた。
 - (1) 短期従業員給付又はその他の長期従業員給付のいずれに該当するか。
 - (2) 短期従業員給付に該当する場合、IAS第19号第16項における「報告期間の末日現在で累積されている未使用の権利の結果により企業が支払うと見込まれる追加金額」をどのように算出するか。

³ 法制度上、最低限企業が満たすべき従業員との義務関係を規定されているが、個々の労働規則によっても有給休暇の内容は決定される。

⁴ 「第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。」

⁵ 「第115条 この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。」

審議事項(2)

17. 本論点に関しては、IFRS 適用レポートでは、有給休暇に係る負債の計上が業績の適切な反映の点でメリットがあるとの回答があったことは示されているが、IFRS 移行時における課題のうち、特定の会計基準への対応として5社以上が回答した項目には含まれていない。

一方、関係者に対するヒアリングからは、「企業が支払うと見込まれる追加金額」をどう測定するかについて、解釈が複数存在し、各々の解釈に応じた実務が行われていることが確認された。

18. 現状では、解釈が複数存在するため、当該解釈について議論を行うことは、今後、任意適用を行う企業の支援になる可能性があると考えられる。

一方、IFRS 適用課題対応専門委員会で検討を行う場合、IFRS 解釈指針委員会に対するサブミッションについての要否を検討することとなるが、複数の解釈による実務が数年にわたり幅広く行われている中で議論を行うことについては、関係者の理解を得ることは難しいものとも考えられる。

これらの状況を踏まえると、当該論点について検討を行うことは難しいと考えられるがどうか。

((6)子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い (IFRS 第10号及びIAS 第28号))

19. IFRS 第10号では、連結財務諸表の作成に用いる子会社の財務諸表が親会社の報告日と異なる場合、実務上不可能な場合を除き、親会社と同じ日現在の追加的な子会社の財務情報が要求されている。初度エンドースメント手続では、決算手続の見直しなど実務上の負担が大きい可能性があり、「実務上不可能な場合」の解釈が1つの論点とされた。

同様に、IAS 第28号に従って持分法を適用する場合、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除き、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成することとされており、同様に「実務上不可能な場合」の解釈が論点とされた。

審議事項(2)

20. 本論点に関しては、IFRS 適用レポートにおいて、卸売業（商社）、化学、サービス業の5社から適用上の課題の1つと指摘され、対応に時間がかかるため、プロジェクト初期から対応を開始し、IFRS への移行日前に対応を完了したとのコメントが掲載されている。
21. ヒアリングを行った関係者からは、子会社については重要性が乏しい会社を除き、「実務上不可能な場合」については特段論点とはせずに、連結が行われているとのコメントが聞かれている。対応の負荷はあるものの、経営上の要請から子会社又は親会社の報告日を変更して統一を図る、親会社と同じ報告日現在の追加的な子会社の財務情報を作成する等の形で対応がなされているとのコメントが聞かれている。また、関連会社等に対する持分法の適用に際しては、持分法適用会社からの情報収集が法令等で制約されるなど、子会社の場合に比べて「実務上不可能な場合」が生じることが多いとのコメントが聞かれている。
22. 第20項及び前項を踏まえると、解釈の問題としてIFRS適用課題対応専門委員会に報告する必要性は乏しいと考えられるかどうか。

適用の困難さに対応する論点の概要及び検討

(1)有形固定資産に関する減価償却方法の選択、耐用年数の決定（IAS第16号）

23. 本論点の概要は次のとおりである。
 - (1) IAS第16号では、減価償却方法の決定は見積りであり、経済的便益の消費パターンを反映して減価償却方法を決定することが求められているが、その決定についてIAS第16号では詳細な指針はない。IFRS財団の教育文書「減価償却とIFRS」では、「定額法は、反証がない限り、管理するのにも財務諸表の利用者が理解するのにも最も容易であるかもしれない。これらの要因により、定額法は最も容易な方法となっているが、必ずしも優先される方法だとは限らない」と記載されており、企業が置かれた状況に応じた判断を促すための一定の明確化が図られている。しかし、日本基準で会計方針として採用してきた減価償却方法が認められない場合があるかについて、依然として判断に迷

審議事項(2)

うことがあり、初度エンドースメント手続において、一定の実務上の困難さがあるとされた。

- (2) また、耐用年数の決定に関しては、IFRS でも日本基準でも判断が求められる。ただし、日本基準の実務では、法人税法に定められた耐用年数を用いている場合においては、企業の状況に照らし不合理と認められる事情のない限り妥当なものとして扱われ、法人税法に定める耐用年数の改正に従った耐用年数の変更も、明らかに実態と相違する等の事実が認められない限り、耐用年数を合理的なものにするための変更として取り扱われている。こうした実務を踏まえて、IAS 第 16 号に従った判断に関して、日本基準における実務よりも多くの説明を行うことになる可能性があり、初度エンドースメント手続において、一定の実務上の困難さがあるとされた。

24. 本論点に関しては、IFRS 適用レポートにおいて、IFRS 移行時の主な課題である「特定の会計基準への対応」として、多くの企業が課題として挙げた論点の 1 つである。

減価償却方法の選択に関しては、日本基準の単体財務諸表上で取り込むことで対応した、あるいは、税法との関係で固定資産システム上、二重管理をしている、などの例が示されている。日本基準で採用してきた減価償却方法を IFRS の適用においてどのように妥当性を検討したかについては紹介されていないものの、定率法と定額法との間で優先関係はないとの理解は周知され、各企業の実態に対応した判断が行われてきていると考えられる。

また、耐用年数の決定に関しては、見積りの考え方を社内で整理し、耐用年数の実例を踏まえて具体的な見積り方針や見積り年数を検討した例が示されている。

25. ヒアリングを実施した関係者からは、日本基準の適用として実態に合わせた見直しを行って IFRS への移行に備える例がある、個別財務諸表と異なる減価償却方法を採用する例がある、とのコメントが聞かれている。

(2) 開発費の資産計上 (IAS 第 38 号)

審議事項(2)

26. 日本基準では研究開発費について一律費用処理されるのに対して、IFRS では研究段階の支出は発生時に費用処理されるが、開発段階の支出は次の6つの要件すべてを立証できる場合に限り、資産計上される。

- ① 使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ② 無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ③ 無形資産を使用又は売却できる能力
- ④ 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか
- ⑤ 開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ⑥ 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

この6要件は抽象性が高く、実際に適用する場合には判断が困難なケースがあることから、実務上の困難さがあるとの指摘がなされた。例えば、①を満たした時点の特定、④の立証方法等について、実務上の困難さが見受けられるとされていた。

27. 本論点に関して、IFRS 適用レポートにおいては、IFRS 移行時の主な課題の1つである「特定の会計基準への対応」として、多くの企業が課題として挙げた論点の1つである。これについては、現在の開発プロセスで入手できる情報を活用して、自動的に資産化の判断ができるようにフロー・チャート等を構築しようとした、タイミングを検討したが開発の最終段階でも当該要件を満たしていないと判断し、結果的に無形資産を計上していない、などの対応例が示されている。

28. 関係者に対するヒアリングからは、6要件を満たすタイミングの検討において、研究開発活動の内容が多岐にわたるため、個々の企業の判断が鍵になるとの理解が広がっていること、また、新たなプロセスを設けるのではなく既存のプロセスを活用する方法が広がっていることが窺われた。また、実際に資産化を行うタイミングについては、監査での検証に耐えるように開発が進んだ段階となるケースが多いとのコメントが聞かれている。

(3)相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定(IFRS第9号)

29. IFRS第9号では、資本性金融商品に対する投資について公正価値で測定することが求められており、日本基準と異なり、相場価格のない資本性金融商品も例外とされていない。この点、公正価値測定の実施において実務上の困難さが存在するとされた。
30. 本論点に関して、IFRS適用レポートにおいては、IFRS移行時の主な課題の1つである「特定の会計基準への対応」として、多くの企業が課題として挙げた論点の1つである。これについては、特にベンチャー企業への投資の評価が難しかったとのコメントが聞かれ、公正価値測定の技法や実務対応を監査法人と相談して、実務上の細則をとりまとめた、外部アドバイザーからのレクチャーにより自社で公正価値測定を行えるようにした、などの対応例が示されている。
31. ヒアリングした関係者からは、概ね、重要性に応じて評価方法を区別することで対応されており、重要性のあるものはより厳密な評価が行われ、重要性が低いものは純資産法など簡便な評価が採用されていることが多い、とのコメントが聞かれている。

(1)(2)(3)に対する事務局の提案)

32. (1)(2)(3)については、IFRSの任意適用当初に適用上の課題となった項目であるが、前項までに記載されているように、実務において一定の対応が図られてきており、適用の困難な論点として、IFRS適用課題対応専門委員会に報告する必要は高くないと考えられるがどうか。

(5)金融負債と資本の分類(IAS第32号)

33. IFRSでは、金融負債と資本を区分する原則は明確であるものの、その原則に対する例外がいくつか設けられており、法的形式で金融負債と資本を分類する日本基準よりもその当てはめが複雑となっている。このため、適用面での実務上の困難さを

軽減するために典型的な商品について基準の適用方法を示すことは有用と考えられることから、円滑な適用に資する観点でガイダンスや教育文書の開発を検討する項目の候補とされた。

34. 本論点は、IFRS 適用レポートにおいて紹介されている項目ではない。また、ヒアリングした関係者からも、適用の困難さを懸念するコメントがあまり聞かれていない。よって、適用の困難な論点として、IFRS 適用課題対応専門委員会に報告する必要は乏しいと考えられるがどうか。

(7) 契約にリースが含まれているか否かの判断 (IFRIC 第4号)

35. IFRIC 第4号では、法的にリースの形式はとらないものの、一括又は一連の支払と引換えに、合意された期間にわたって資産の使用権を移転する契約が多く見受けられることを背景として、一定の条件にあたる場合に、リースとして扱う判断を求めるものである。これに従うと、法的にはリース契約でないものを広範にリースとして取り扱うこととなり、契約内容の確認等、相当の実務上の負担があるため、実務上の困難さがあるとされた。
36. 本論点は IFRS 適用レポートにおいて紹介されている項目ではない。ヒアリングした関係者からは、IFRS の任意適用準備企業でリースの対象となるかリース契約の範囲を超えて検討がされており、その経験を踏まえて、我が国において典型的な領域が識別されてきているとのコメントが聞かれている。
37. IFRIC 第4号については、IFRS 第16号「リース」の公表に伴い廃止されることとなり、2019年1月1日以後開始する報告期間からは、IFRS 第16号に基づきリースが識別されることとなる。IFRS 第16号の適用においても、IFRIC 第4号で対象とされていた契約（法的にリースの形式はとらないが一括又は一連の支払と引換えに合意された期間にわたって資産の使用権を移転する契約）の取扱いは課題になり得るが、今後、同基準は IFRS のエンドースメント手続の対象として検討することが予定されているため、現時点では、IFRS 適用課題対応専門委員会に報告は行わない。

付録

第 27 回作業部会において聞かれた意見 (2016 年 6 月 20 日開催)

以下では、第 27 回 IFRS のエンドーメントに関する作業部会 (2016 年 6 月 20 日開催) において聞かれた主な意見 (表現に関する指摘を除く) をまとめている。

1. 実務がすでにある程度行われている中では、改めてそれぞれの課題に対応することが難しいことは理解でき、事務局提案の全体の方向性はやむを得ないと考えますが、論点への対応を長く棚上げにしたために対応が難しくなったことについては、今後の教訓として欲しい。今後は、適時な対応を期待したい。
2. 監査法人間で解釈が異なると、監査人の交代等が生じた時に支障が生じるおそれがある。この点、ASBJ において解釈の差をなくす取組みを行うことは、IFRS 適用準備をしている企業の不安感の払拭やコストの削減に資すると考えられる。今後、解釈の問題が生じた場合にどのような検討が行われるべきなのか (IFRS 解釈指針委員会へのサブミッション、ASBJ における検討、監査法人間の協議、個々の企業の判断等) 手順を明らかにする必要がある。
3. 適用レポートの記載を多く参考にするなど、IFRS をすでに適用している企業を念頭に置いているような印象があるが、IFRS 任意適用の積上げのためには、適用予定の企業や適用を検討中の企業への支援が重要であることに留意すべきである。
4. IFRS 適用課題対応専門委員会では、IFRS 解釈指針委員会へのサブミッションの要否を検討するだけでなく、IFRS 解釈指針委員会においてそれが国内問題としてアジェンダ決定された場合の対応も検討すべきである。

以 上